

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規程

	制定	平成 7 年 3 月 2 4 日	規程第 5 号
改正	平成 8 年 1 月 8 日	規程第 2 号	平成 9 年 1 月 6 日
	平成 9 年 1 2 月 2 2 日	規程第 5 号	平成 1 0 年 1 2 月 2 8 日
	平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日	規程第 4 号	平成 1 7 年 3 月 1 7 日
	平成 2 9 年 3 月 2 8 日	規程第 7 号	平成 3 0 年 3 月 2 0 日
	令和 2 年 3 月 1 8 日	規程第 3 号	令和 5 年 6 月 2 日
	令和 7 年 3 月 1 8 日	規程第 2 号	

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員等の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程において役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 第三者委員
- (5) 評議員選任・解任委員会委員

(報酬等)

第3条 理事長の報酬は、月額100,000円とする。

2 理事長に期末手当を支給するものとし、事業団職員給与規程第7条の規定を準用する。

3 常勤の役員等の報酬月額、事業団職員給与規程の別表2給料表中の再雇用職員3級に定める額に1.1を乗じて得た金額とする。ただし、正規の勤務日数に満たない場合は、同規程第14条の規定を準用し算出した日額を減額する。

4 非常勤の役員等が出務したときの報酬は、日額4,000円とする。

5 常勤の役員等には、期末手当、勤勉手当及び通勤手当を支給するものとし、事業団職員給与規程第7条及び第9条の規定を準用する。

6 常勤の役員等には、処遇改善手当及び処遇改善一時金を支給できるものとし、職員給与規程第7条の2及び第7条の3の規定を準用する。

7 事業団職員を兼ねている役員等で、当該職員としての給与を受けている場合は、役員等の報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 事業団の役員等に支給する旅費の額は、事業団旅費規程（平成7年3月24日規程第5号）の規定を準用する。

(その他)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、職員の例による。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年3月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規程
(以下「役員等報酬及び費用弁償規程」という。)を適用する場合において、改正前の役員等報酬及び費用弁償規程に基づいて支給された報酬は、改正後の役員等報酬及び費用弁償規程による報酬の内払いとみなす。

附 則 (令和5年6月2日規程第1号)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日規程第2号)

この規程は、令和7年3月18日から施行する。